

神奈川大学法学部設立四〇周年記念シンポジウム（二〇〇五年二月一七日）基調講演・一

法学教育への期待——裁判員制度の導入によせて

横浜地方裁判所部総括判事 山崎 学

（現釧路地方・家庭裁判所所長）

目次

- 一 はじめに
- 二 裁判官と裁判員の協働——裁判員制度の概要
- 三 裁判員制度導入の意義
- 四 裁判員制度は機能するか
- 五 法学教育への期待

一 はじめに

みなさん、こんにちは。横浜地方裁判所第一刑事部の山崎学です。本日は、神奈川大学法学部設立四〇周年記念シンポジウムという記念すべき機会に基調講演をさせていただきます、誠に光栄に思っております。

さて、本日の演題は、「法学教育への期待」ということですが（資料①）、直接法学教育の問題に入る前に、実は、司法制度改革の目玉の一つである裁判員制度が、法学教育と有機的に結び付いていると思しますので、裁判員制度について、ご説明した上、最後の締めとして「法学教育への期待」をお話ししたいと思います⁽¹⁾。

演壇横のスクリーンをご覧下さい⁽²⁾。このスクリーンで本講演の流れを申し上げます（資料②）。まず、新しく導入される裁判員制度の概要を「裁判官と裁判員の協働——裁判員制度の概要」というタイトルで説明し、次に「裁判員制度導入の意義」を明らかにし、第三に、「裁判員制度は機能するか」の問題を論じ、最後に「法学教育への期待」ということで、裁判員制度と法学教育との関わり合いを中心にお話ししたいと思います。なお、時間が許しましたら、質問の時間を取りたいと思っております。また、当然のこととは言え、本日申し上げることは、私個人の意見であり、裁判所の公式見解ではないことにご留意下さい。

二 裁判官と裁判員の協働——裁判員制度の概要（資料③）

裁判員制度は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」といいます。）⁽³⁾によって、創設された制度で、二〇〇九年（平成二十一年）五月までに施行されることになっております。裁判員法によりますと、一定の重大

事件（「死刑・無期の懲役・禁錮に当たる罪」、又は、「法定合議事件で故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪」に係る事件です。以下「対象事件」といいます。）⁽⁴⁾については、原則的には、裁判官三名及び裁判員六名で構成する合議体で取り扱うことになっています（裁判員法二条一、二項）。軽微事件ではなく、一定の重大事件を対象事件としたのは、重大事件については、国民の関心も高く、社会的影響も大きいため、却って裁判員の関与が相当との考え方に基づくものです。

裁判員は、裁判官とともに、対象事件の審理に立ち会った上、結審後は評議・評決を行います。裁判員が判断する事項は、対象事件に関する「事実の認定」、「法令の適用」及び「刑の量定」（量刑）です（裁判員法六条一項）。「事実の認定」とは、刑訴法三一七条にいう「事実の認定」と同様、「刑罰権の存否及び範囲を定める事実」の認定をいいます。具体的には、主として犯罪事実の認定を意味しますが、それを立証するために必要となる間接事実の認定も含まれます。「法令の適用」とは、いわゆる「法令のあてはめ」⁽⁵⁾であり、裁判官が示した法律の解釈を前提として、認定した事実がそれに該当するか否かを判断するのです。「刑の量定」とは、被告人を有罪と決した場合、刑の種類と量を決めることです。通常、刑法等の実体法が定める刑の種類（懲役刑か禁錮刑かなど）やその幅（法定刑）の中から、種々の事情を考慮し、その事案に最も適切な刑を決めることとなります。

このように、裁判員は、三名の裁判官（うち、一名が裁判長）とともに、少なくとも二、三日間⁽⁶⁾、重大事件の審理に立ち会った上、評議を行って一定の結論を出すわけですから、肉体的にも精神的にも負担⁽⁷⁾が大きいことは否めません。しかしながら、裁判官とともに、九名から成る一つのチームを作り、実のある議論を経て、より良い結論を導き出す協働作業と考えれば、少なくとも心理的な負担は軽減されるかもしれません。また、「人を裁く」ではなく、「事件や行為を裁く」と考えれば負担が軽くなるという考え方もあります。肝要なことは、この裁判員と裁判官の協働作

業を如何に充実させるかです。協働関係の樹立の具体的方策については、四の「裁判員制度は機能するか」の項目で、若干触れたいと思います。

三 裁判員制度導入の意義（資料④）

裁判員法一条には、裁判員制度の目的として、「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上」が掲げられています。すなわち、裁判員制度は、国民が刑事裁判に参加することにより、国民の司法に対する理解を増進し、長期的にみて裁判の正統性に対する国民の信頼を高めることを目的とするものです⁽⁸⁾。もちろん、現在の刑事裁判が根本的に機能不全に陥っているため、それを国民の力を借りて是正するために導入されたわけではありません。しかしながら、逆に刑事裁判の現状に全く問題がないと強弁するのも無理があるといわざるを得ません。刑事裁判に対し、時間がかかりすぎる、事実の認定に偏りがある、量刑が国民感覚から遊離している等の批判があるのも事実であります。国民のみなさんが、種々の社会的経験や見解等に基づいた、多角的な視点からの意見を述べ合ったり、法律の専門家である裁判官と議論した上で、国民の意見を反映させた判決を出すことが、従前、十分には姿が見えなかった司法に対する国民の理解を増進させる（司法の透明性の確保）とともに、我が国の刑事裁判が法の支配に基づき堅調に運営されていることへの信頼を高めることが期待されます⁽⁹⁾。

別の観点から述べますと、国民のみなさんが、主権者として、今まで関与の度合いが少なかった司法の分野に携わり、公的な事項、それも刑事裁判という厳しい場面において、様々な利益、価値観、基本的人権等の衝突を調整した上で一定の結論を出すというのは、民主主義のあるべき姿の一つとも考えています⁽¹⁰⁾。例えば、評議を例にとってみま

しよう。みなさんは、裁判官同士の評議の様子を一体どのようにイメージされていますか。おそらくは、みなさんが想像する以上に、白熱した、侃々諤々かんかんかくかくの議論を経て結論を出しています。裁判員制度の下では、この評議にみなさんが参加するのです。日本人は、情に流されやすいとか、ディベートに不慣れであると言われてきましたが、今後は、みなさんが評議の場において、国民相互、あるいは国民と裁判官の間で白熱した議論を行い、より良い結論を出すのです。いわば、評議は、裁判官だけの秘密の場所ではなく、「公共的な討論の場」に転化するのです。昨今のはやり言葉を借りて言えば、「官から民」ではなく、「官」から「官と民の協働」ということになるかもしれません。先週(二〇〇五年二月一日)、最高裁判所や横浜地裁の主催で、パシフィコ横浜において、「裁判員制度全国フォーラム in 神奈川」が行われましたが、その主催者挨拶の中で、浅生重機横浜地裁所長が、NHKの番組「難問解決! ご近所の底力」——これは、近所の住民が知恵を出し合って周辺の問題を解決していくものですが——のように、「市民の力を裁判の場でも生かしてもらいたい。」と述べていたのも、同様の考え方に基づいています。

四 裁判員制度は機能するか (資料⑤)

次の問題は、裁判員制度は、果たして機能するかです。私は、実務家であり、現役の刑事裁判官ですから、現実的に機能しないような制度では仕事ができないのであります。正直申し上げますと、裁判員制度導入が決まった段階では、私も危惧感を持っていました。しかしながら、その後、裁判員裁判の全体像が次第に明らかになり、また裁判員制度へ向けた模擬裁判を経験するにつれ、その危惧感が次第に薄れ、現在では、予定されている各種準備作業を徹底して進めることにより、十分に機能するとの結論に達しています。⁽¹¹⁾

まず、裁判員制度に基づく模擬裁判の経験からお話をした方が理解がしやすいでしょう。私は、これまでこの種の模擬裁判を三回経験しています。一回目は、二〇〇四月一月二七日に桐蔭学園のポロニアホールに移築された旧横浜地裁陪審法廷で行われた模擬裁判です。⁽¹²⁾この模様は、二〇〇五年二月にNHKスペシャル「司法大改革 あなたは人を裁けますか」で放映されました。二回目は、同年五月に、横浜の法曹三者（横浜地裁、横浜地検及び横浜弁護士会）が協力して実施したものです。三回目は、同年一〇月に横浜地裁内部で実施したものです。一回目は桐蔭学園の父兄の方々に、二回目は横浜地方裁判所委員会の委員の方々に、三回目は裁判所職員ですが、守衛さん、電話交換士さんなど裁判事務に直接関わっていない方々に、それぞれ裁判員になってもらいました。私は、一、二回目は、裁判長、三回目は、検察官をそれぞれ務めました。

三回の模擬裁判では、殺人事件を取り上げましたが、いずれも殺意の有無、正当防衛（過剰防衛）の正否及び量刑判断が争点でした。量刑判断は、多少のバラツキがありますが、三回とも、殺意を肯定し、正当防衛（過剰防衛）を否定するとの同一の結論になりました。私が驚かされたのは、結論が一致したことや有罪の判断がなされたことではなく、評議の質が非常に高かったということでした。多少荒削りな所はありますが、「犯行の動機」、「犯行に至る経緯と犯行状況」、「凶器の性状」、「犯行後の言動」等殺意の有無を決するために、我々実務家が重要と思っている要素が次々と裁判員の方々から、問題提起され、一つ一つ議論になっていくことに、驚かされたのです。とりわけ、第一回目の模擬裁判では、評議の冒頭では、殺意を認めるべきという裁判員は一人でしたが、議論をしていくうち、次第に他の裁判員が意見を変え、最後には、大半の裁判員が殺意を肯定するようになりました。私を含めた裁判官たちは、裁判員の方々に自由に意見を述べてもらうことを最優先目標としていたため、発言をできる限り、控えていましたが、それが杞憂であったのです。評議の最中、私たち裁判官同士の評議と同じだと内心感嘆する場面が多々ありました。

なぜ、初めての経験であるにもかかわらず、裁判員の方々に、我々が驚くような議論ができたのでしょうか。ここでは、裁判員の最も重要な職務である、事実の認定を例にとって考えてみましょう。それは、事実認定の手法が、慣れない裁判員一人一人が審理に出席しすぐさま実践できるほど簡単なものではないにせよ、裁判員六名と裁判官三名による合議体がある程度の時間をかけて評議を経ることにより適正な結論を導き出せる通用性・普遍性を持っているからではないでしょうか。

この事実認定の通用性・普遍性の中に、本日の講演のテーマである「法学教育への期待」に結びつくヒントがあるのですが、その点は後で触れることにし、ここでは、事実認定について少しお話をさせていただきます。事実認定は具体的にどのような行われのでしょうか。少し難しい用語で言えば、事実認定とは、経験則・論理則に基づく判断により行うものです。例えば、「早朝自分の家のドアを開けると、昨晚就寝する際にはなかった雪が、庭一面にあった。」としましょう。この場合、通常は、誰でも、就寝後雪が降ったのだなと事実認定するでしょう。ところが、裁判の一方当事者が、「雪が降ったのではなく、Aさんが北海道から雪を運んできて、雪を庭一面にまいた。」と主張しました。このような主張が正しいか否か、どうやって、しかも、証拠に基づいて判断したらよいのでしょうか。ここは、本当は、みなさんに質問したいところですが、判断する材料を幾つか挙げてみましょう。まず、①雪は、その家だけにあったのか否か、②Aさんが、北海道から雪を運べる機会・方法はあったのか、③昨夜、雪を降ろしてまいたような物音はしなかったか、④雪質は、北海道の雪か等々、様々な事実関係を調べれば、自ずと答えは明らかになるのではないのでしょうか。したがって、通常は、「早朝、就寝時にはなかった雪が庭にあった。」↓「就寝後雪が降った。」と認定するのが、経験則、論理則に基づく事実認定です。しかしながら、先程検討の素材として挙げたような事実を確かめるうち、Aさんが雪をまいたという事実を少なくとも否定できないということになれば、「早朝、就寝時にはな

かった雪が庭にあった。」という事実から、「就寝後雪が降った。」という事実を推定（推認）できなくなります。これとても、経験則、論理則に基づく判断です。これが、事実認定です。すなわち、事実認定とは、一見すると難しいが、実はそれほど特異なもの、あるいは高度の専門的知識を有していないとできないものではないのです。みなさんが、日常行動する際に、繰り返し無意識のうちに行っている経験則、論理則に基づく判断を改めて組上に載せて議論することにより、事実が自然と明らかにされるのです。

今我々裁判官が課題と感じていることは、専門家である裁判官と、そうでない裁判官が評議をする際に、裁判員の方々が自由闊達に意見を述べ、裁判員との真の意味での協働ができるかということことです。この問題は、現在裁判所部内でも、研究をしているところですが、裁判員が発言しやすい雰囲気作りをすることが最も重要です。特に、裁判長ができる限り一人一人の裁判員に自然な形で意見を言ってもらおうような評議の運営ができるかに係っているといえるでしょう。

五 法学教育への期待（資料⑥）

以上縷々述べてきましたことを踏まえて、法学教育への期待を述べさせていただきます。先程のNHKで放映された模擬裁判を例にとれば、当初裁判員六名中一人の主婦の方だけが異なった意見を述べていましたが、評議を経ることにより、この方の意見が多数意見になっていきました。この方は法学部出身者ではありませんが、実に、事実の捉え方が的確ですし、積極的に説得力ある意見表明ができるので、他の裁判員に賛同者が増えていくのです。その後の模擬裁判でも、評議の核となるような裁判員が必ず現れるのです。これらの方々は、私から見ると、資料⑥に書いて

あるような、「法的素養（リーガルマインド）」「論理的思考力」「説得的な意見表明」が自然と身につけていたのだと思えます。

その意味で、中学校、高等学校の学校教育において、法的な物の考え方の基本を教えることは、重要なことだと思います。さらに、法学部や法科大学院において、法的素養・論理的思考力を持ち、説得的に意見表明ができるような国民を育てていただければ、より一層質の高い裁判員制度の運用ができるものと期待しています。⁽¹³⁾

実は、私は、平成一〇年度から八年間ほど、早稲田大学で、非常勤講師として刑法法のゼミを持っています。私のゼミでは、少々自慢話になりますが、今の法科大学院教育で導入されているような教育方法・授業方法を採用していません。それは、第一に、事実関係を徹底的に重視することです。重要判例を授業の対象とする場合でも、直ちに法解釈を議論する前に、事案の概要をきちんと把握し、なぜこのような事実の流れになっているかを検証することから始めます。すなわち、単に事実関係を時系列で追うだけではなく、例えば、一つの捜査経緯を前提に、なぜ捜査官はこのような態度を取ったのか、令状裁判所はこれに対し、なぜこのような対応をしたのか等、学生に対し、具体的に質問をぶつけながら、事実の流れを検証するのです。第二に、知識に頼らず、なるべく自分の頭で考えることを修得させます。私が質問をすると、答えに窮した学生は、まず教科書を頼ろうとします。それに対し、私は、「教科書には書いてない。今、私がした基本的な説明を基に自分で考えてみなさい。そんなに難しいことは聞いていない。」と言って教科書を閉じさせるのです。このように、事実はどうだったのか、なぜそうなるのか、徹底的に質問をし、学生に答えさせ、さらに議論を深めるといふ形式で二年間ゼミを行うと、学生達はどのように成長するでしょうか。ゼミに入った三年生初期の段階では、一、二名の学生を除き、ほとんど、私の質問には答えられません。しかし、あきらめずに質問をし続けると、四年生の半ばくらいになると、半分くらいの学生が、積極的に意見を述べることができるよう

ようになります。中には、私の気づかなかった視点から意見を述べる学生も出てきます。こうなるとしめたものです。なぜ、このような教育方針を取るのかと申しますと、如何に難しく、かつ、新しい問題も、法的思考力や論理的思考力を身に付けていけば、基本的知識・思考を汎用化することにより、解決することができるからです。よく学生に言うのは、「社会で起きる事象や法律問題というのは、絡まった糸のように丸まってしまっているけれども、これを解きほぐしていくと、実は一本の糸になる。法的問題の解決も同じだ。⁽¹⁴⁾ 将来的に、複雑困難な問題を解くために、今は基本的な知識を得ると同時に、思考方法をトレーニングしているのだ。」ということ。一つ一つこのような作業を続け、最終的には、自然と三つの要素(資料⑥参照)を備わらせるのが、私のゼミの最終目的でした。法曹育成の拠点は、今後は法科大学院になりますが、法学部においても、法的な思考力とか常識的な判断を行い、その過程を自分の言葉で表現できる学生をぜひ育てていただきたいと思えます。これが、法教育、とりわけ、大学の法学部における「法学教育への期待」です。

みなさんのお手元には、裁判員制度を説明した、最高裁判所編「裁判員制度ブックレット はじまる！ 私たちが参加する裁判」(二〇〇五年一〇月発行)をお配りしております。この一番最後のページに裁判員制度のキャッチ・フレーズが載っております。「私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します。」これが裁判員制度の原点です。私としては、法学部教育において、「私の視点、私の感覚、私の言葉で参加」できるように、自由に意見表明をしたり、論理的に物を考えることができる学生を、どうぞ、増やしていただけたらと思えます。ご静聴ありがとうございました。

以上

(質疑応答は省略)

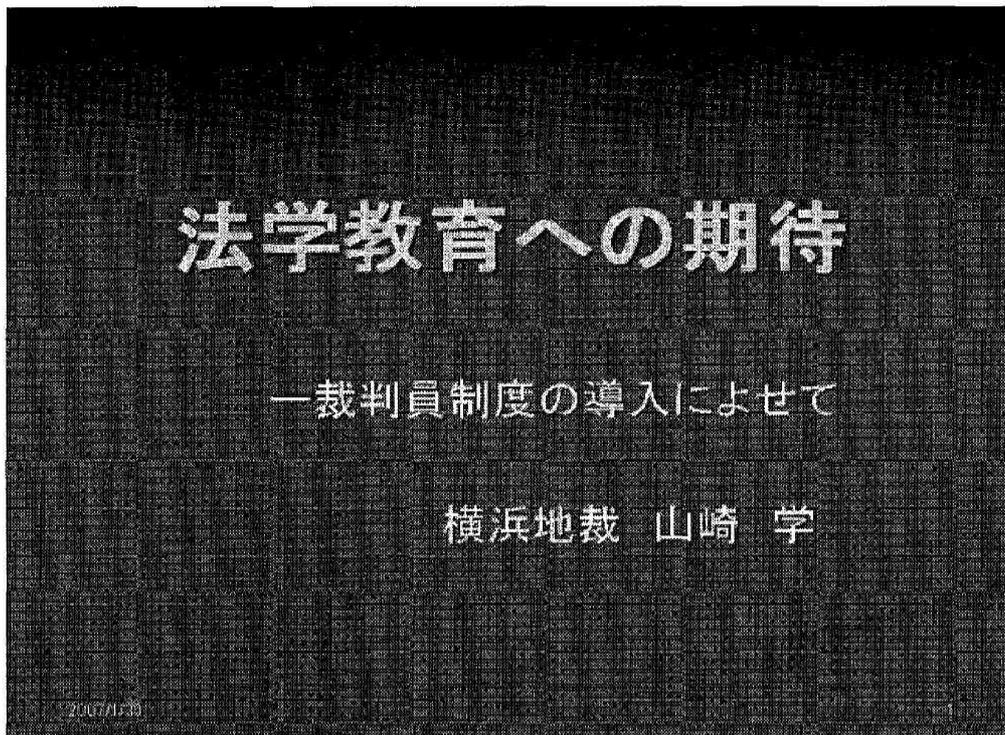
- (1) 司法制度改革審議会意見書は、「法や司法制度は、本来は、法律専門家のみならず国民全体が支えるべきものである上、今後は、司法参加の拡充に伴い、国民が司法の様々な領域に能動的に参加しそのための負担を受け入れるという意識改革も求められる」、「学校教育を始めとする様々な場面において、司法の仕組みや働きに関する国民の学習機会の充実を図ることが望まれる」としている。また、同意見書の趣旨を受けて法務省に設けられた「法教育研究会」は、二〇〇四年一月「我が国における法教育の普及・発展を目指して——新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために——」と題する報告書を公表した。
- (2) 本稿末尾添付の資料①⑥が当日スクリーンに映し出されたパワーポイントの映像である。
- (3) 裁判員法附則一条によると、裁判員法は、公布の日である平成一六年五月二八日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることになっている。
- (4) 裁判員対象事件であっても、事実争いがなく、内容等からして適当と認める事件は、裁判官一名及び裁判員四名から成る合議体で審理及び裁判をする（裁判員法二条三項）。
- (5) 例えば、殺害目的で致死量に達しない毒薬を飲ませた事実が認定されたと仮定すると、その行為が、刑法一九九条にいう「殺人罪の実行行為に当たるか否か。」を判断するのが、法令の適用である。「事実の認定」と「法令の適用」は、表裏一体であって切り離せないため、法令の適用も、裁判員の関与する判断事項とされたのである。
- (6) 最高裁の試算によると、約七割の対象事件は、三日以内に審理を終えることが予定されている。
- (7) もちろん、裁判員として参加することにより、仕事に差し支えるなどという経済的な負担もあるが、この点は、現在、選任手続や連続的開廷の運用によって、負担をできる限り減らすような制度設計が進んでいる（最高裁判所ホームページ「裁判員制度」参照）。
- (8) 「解説・裁判員法・立法の経緯と課題」池田修（弘文堂）二頁
- (9) 刑事裁判プロパーの問題に限局すると、書証に依存した精密司法から脱却し、核心司法へ変貌する原動力となることが期待される。
- (10) 「司法の民主化と裁判員制度——裁判官に期待されるもの——」井上達夫・東京大学大学院法学政治学研究所教授・司法研修所論集一 一四号一〇四頁以下参照。
- (11) 本講演後、釧路地裁に転勤となり、釧路地裁でも三回の模擬裁判を経験し、益々裁判員制度が現実的にも機能すると確信するようになった。むろん、充実した分かりやすい審理や裁判員が自由闊達に意見を述べ合う評議の実現のためには、まだまだ幾多の創

意工夫すべき問題点があり、法曹二者において、国民の声を反映しながら研究を重ねる必要がある。

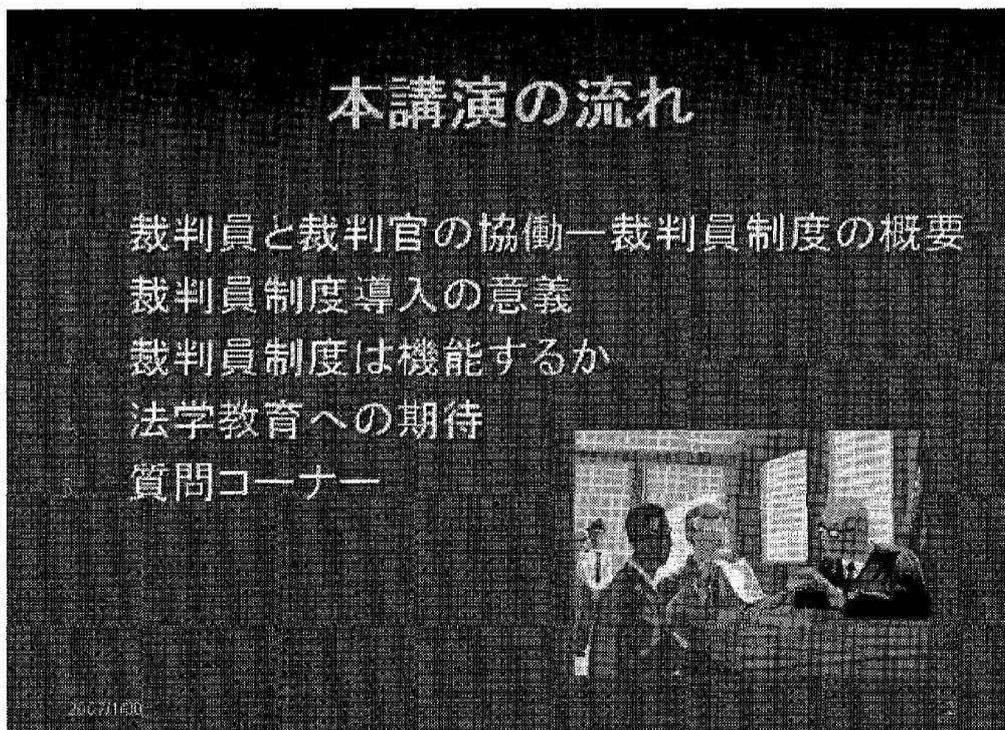
(12) 桐蔭横浜大学法科大学院が、桐蔭学園創立四〇周年記念行事の一つとして企画し、同学園メモリアルアカデミア「ポロニアホール」に移築された旧横浜地裁陪審法廷で行われた。

(13) 米倉明早稲田大学大学院法務研究科教授は、「およそ法学部教育を受けないと、リーガルマインドは養成され得ないなどというのは、いい過ぎではないかという気がする。『論理的思考力』(その養成)といってみても、いやしくも『学問』というからには論理がないはずはなく、その学問を履修してきた人々に論理的思考力が養成されていないとは考えられない」と主張される(戸籍時報 五八一号二二頁)。しかしながら、法教育や法学部教育を受けた者とそうでない者を比較すると、前者が、リーガルマインドや論理的思考力により優れていると感じるのは、私だけだろうか。

(14) 故我妻栄博士は、「教科書は、暗記するのではなく、理解して読まなければならない。」「理解して読むとは、まず書いてあることはどういう意味か理解し、次に、なぜそんなことをいうのか、を考えることである。」とし(我妻栄へ遠藤浩川井健補訂)『民法案内I 私法の道しるべ』勁草書房二五頁)、また、以上の程度の理解をしても、それは「定義的説明」が十分に理解されただけで、本質の理解とはいえず、さらに、法概念の「本質の究明につとめ」、「本質を発展的に理解する」ことが重要である旨説いている(同書二八頁〜三二頁)。この本は、学生時代に初めて読み、感銘を受けたが、法曹として齢を重ねた現在も、至言であると改めて感じる。



資料①



資料②

裁判員と裁判官の協働 — 裁判員制度の概要

- ◆ 裁判員 6 名 + 裁判官 3 名
- ◆ 裁判員の役割・仕事
 - 裁判への立会
 - 評議・評決
- ◆ 裁判員の判断事項
 - 有罪・無罪
 - 相当な刑の確定



2007.11.30

資料③

裁判員制度導入の意義

- ◆ 司法に対する理解の増進・信頼の向上
- ◆ 国民自らが、国民のための司法を実現
- ◆ 公共的な事柄を国民自らが解決
- ◆ 公共的討論の場



私の視点、私の懸念、他の言葉で参画します。

2007.11.30

資料④

裁判員制度は機能するか。

- ◆ 有罪・無罪、量刑判断
 全ては、事実の認定から始まる。
- ◆ 経験則・論理則に基づく判断
- ◆ 模擬裁判の経験から



2006/11/30

資料⑤

法学教育への期待

- ◆ 法的素養(リーガルマインド)の涵養
- ◆ 論理的な思考力
- ◆ 説得的な意見表明



2007/11/30

資料⑥